

平成30年5月11日

亀有信用金庫

金融円滑化への取組の実施状況について

(平成30年3月末)

平成25年3月末を以て、中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律〔平成21年法律第96号〕）は終了しましたが、当金庫では中小企業金融円滑化法終了後においても、同法の趣旨を踏まえ、お客様からの返済条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等と協力し、引き続ききめ細かな対応を行っております。

中小企業円滑化法の趣旨を踏まえた措置の実施状況（平成21年12月4日～平成30年3月31日）については、以下のとおりとなっております。

地域金融円滑化のための基本方針

亀有信用金庫

当金庫は、地域の中小企業者及び個人のお客さまに必要な資金を安定的にご提供し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業者及び個人のお客さまへの安定した資金のご提供は、協同組織金融機関である当金庫にとって最も重要な社会的使命と認識しております。私どもは、お客さまからの資金需要やご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決にむけて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化の実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおりの態勢整備を図っております。

(1) 「金融円滑化管理責任者」等の任命

審査部担当理事を金融円滑化管理責任者、各営業店の支店長を金融円滑化責任者に任命し、各営業店に金融円滑化推進担当者を配置しました。

(2) 「金融円滑化管理方針」などの制定

金融円滑化への取組みが適切に行われるよう、「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」を制定した上で、これらに基づく「金融円滑化事務マニュアル」を定め、職員に周知徹底させました。

(3) 金融円滑化推進の態勢整備について

各営業店に金融円滑化に関するご相談、苦情等の受付窓口を設置、本部に経営相談・経営指導、経営改善に関するより細かな支援を行なうための担当部署を設置しました。

(4) 金融円滑化のための管理能力の向上

お客さまからの事業改善の相談に対応できるよう、職員に対する各種研修や会議等を実施し経営相談・経営指導等の能力向上に努めております。

3. 他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から資金のお借入をされているお客さまから、貸付条件の変更等のお申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得た上で、これら関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら金融円滑化に努めてまいります。

※ なお、貸付条件の変更等に関するご相談の受付・苦情等は、お取引のある各支店の相談窓口のほか、下記の本部窓口でも承っております。

事務部事務企画課（フリーダイヤル） 0120-011-755

本部代表電話 03-3603-0181

受付時間 当金庫営業日の午前9時～午後5時

平成21年12月4日から平成30年3月末までに申込を受けた貸付債権の状況

【債務者が中小企業者である場合】

(金額単位:百万円)

		平成25年 3月末	平成25年 9月末	平成26年 3月末	平成26年 9月末	平成27年 3月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成29年 9月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	件数	5,111	5,785	6,515	7,198	7,883	8,614	9,328	10,005	10,726	11,441	12,201
	金額	96,168	108,770	121,534	132,916	144,621	158,444	172,920	185,542	198,366	209,558	221,360
うち、実行に係る貸付債権	件数	4,555	5,196	5,891	6,543	7,155	7,816	8,531	9,135	9,836	10,514	11,239
	金額	85,970	97,977	110,345	121,154	132,257	144,923	159,959	171,491	183,275	194,348	206,069
うち、謝絶に係る貸付債権	件数	179	203	242	272	313	337	376	404	429	455	485
	金額	2,891	3,162	3,539	3,835	4,201	4,592	4,995	5,283	5,634	6,495	6,792
うち、審査中の貸付債権	件数	135	114	101	83	94	127	75	97	79	80	77
	金額	1,729	1,530	1,452	1,372	1,307	1,995	933	1,468	1,921	1,059	751
うち、取下げに係る貸付債権	件数	242	272	281	300	321	334	346	369	382	392	400
	金額	5,576	6,099	6,197	6,553	6,855	6,932	7,032	7,298	7,535	7,655	7,747

注:「謝絶」には申込日より3ヵ月経過したものを含みます。

【債務者が住宅資金借入者である場合】

(金額単位:百万円)

		平成25年 3月末	平成25年 9月末	平成26年 3月末	平成26年 9月末	平成27年 3月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成29年 9月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	件数	353	392	435	482	526	573	627	667	700	728	761
	金額	5,580	6,173	6,752	7,503	8,145	8,932	9,696	10,533	11,044	11,547	12,166
うち、実行に係る貸付債権	件数	274	309	346	389	426	469	518	550	579	609	637
	金額	4,450	4,999	5,478	6,193	6,758	7,483	8,168	8,862	9,326	9,906	10,420
うち、謝絶に係る貸付債権	件数	33	35	38	40	44	49	54	56	57	58	60
	金額	375	418	432	447	531	575	637	693	711	716	747
うち、審査中の貸付債権	件数	6	6	7	7	7	6	5	9	8	4	4
	金額	90	71	133	148	85	103	90	163	149	49	52
うち、取下げに係る貸付債権	件数	40	42	44	46	49	49	50	52	56	57	60
	金額	663	685	707	715	770	770	799	813	857	874	945

注:「謝絶」には申込日より3ヵ月経過したものを含みます。